

報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

平成29年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、三田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、三田市国民健康保険税条例の一部を改正する
必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 20 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和 32 年三田町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 号中「265,000 円」を「270,000 円」に改め、同条第 3 号中「480,000 円」を「490,000 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。